

2024年7月6日～7月22日

労働社会保険関連新着情報

石渡社会保険労務士事務所

<https://www.ishiwatasoffice.com/>



上半期の倒産、22%増で10年ぶり高水準(7/6)

東京商工リサーチは5日、2024年上半期の企業倒産件数は前年度比22%増の4,931件だったと発表した。上半期としては3年連続で前年同期を上回り、2014年以来10年ぶりの高水準となった。倒産の原因としては、人手不足関連が2.1倍の145件で上半期として過去最多となったほか、物価高関連が23%増の374件だった。

協会けんぽ 4,662億円の黒字見込み(7/6)

協会けんぽは5日、2023年度の決算見込みが4,662億円の黒字と発表した。黒字は14年連続。2022年秋の被用者保険の適用拡大や賃金の上昇による保険料収入増加が、主な要因。支出は11兆1,442億円で、2.5%増。支出の6割を占める保険給付費が2.9%伸び、3割を占める後期高齢者医療制度などに拠出する支援金も増えた。

公的年金運用益 過去最高45.4兆円(7/6)

5日の年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の発表によると、2023年度の運用益は45兆4,153億円で、過去最高の黒字となった。黒字は4年連続で収益率は22.67%だった。国内外の株価の上昇などが好調の要因。GPIFに求められる目標運用利回りは現在、「賃金上昇率を1.7%上回る水準」と設定されており、今後賃上げが進めば期待される利回り水準が高まる仕組みで、運用で継続的に収益をあげられれば年金財政の安定につながる。

基本給31年ぶりの伸び率も、実質賃金は過去最長26カ月連続減少(7/9)

厚生労働省が8日に発表した2024年5月の毎月勤労統計調査(速報)によると、所定内給与は前年同月比2.5%増え、31年4カ月ぶりの伸びとなった。物価変動を考慮した労働者1人当たりの「実質賃金」は前年同月比1.4%減で、過去最長の26カ月連続の減少となった。賃金の伸びが物価の上昇に追いついていない状況が続いている。

中小企業の賃金上昇率 過去最高2.3%(7/11)

10日の厚生労働省の中央最低賃金審議会で、常用労働者数30人未満の中小零細企業の賃金が前年より2.3%上がり、比較可能な2002年以降、3年連続で過去最高の上昇率となったことが示された。今年の最低賃金の引上げ額の目安については、7月中にも取りまとめる方針。

バイト時給前年同月比2.0%上昇(7/13)

リクルートが12日に発表した三大都市圏の6月のアルバイト・パートの募集時平均時給は、前年同月比で23円(2.0%)高い1,181円だった。年初から続いていた3~4%台の伸びは、やや減速した。伸び率が3%を下回るのは昨年12月以来で、企業側の負担増加が背景にあるとみられている。

介護職員 40年度に57万人不足(7/13)

厚労省は12日、2040年度に必要な介護職員は約272万人となり、22年度時点での介護職員数約215万人に比べると約57万人不足する

という推計を公表した。都道府県別では、首都圏や大阪府、愛知県で大きく不足している。また、26年度時点の必要数は約240万人と試算しており、約25万人が不足する。

最低賃金「67円」上げを要求(7/19)

中央最低賃金審議会は18日、小委員会を開いた。労働者側は東京など6都府県を除く41道府県を対象に、最低賃金を現行水準から67円引き上げ、半分程度の都道府県で1,000円以上にすることを求めた。経営者側は大幅な引き上げに慎重な姿勢を示し、議論は23日に改めて行われる。月内に審議会としての改定目安額を提示する見通し。

7月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

○健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限[年金事務所または健保組合]<7月1日現在>

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]

○特例による源泉徴収税額の納付<1月~6月分>[郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出[公共職業安定所]<前月以降に採用した労働者がいる場合>

○労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限<年度更新>[労働基準監督署]

○労働保険料の納付<延納第1期分>[郵便局または銀行]

16日

○所得税予定納税額の減額承認申請<6月30日の現況>の提出[税務署]

○障害者・高齢者雇用状況報告書の提出[公共職業安定所]

31日

○所得税予定納税額の納付<第1期分>[郵便局または銀行]

○労働者死傷病報告の提出[労働基準監督署]
<休業4日未満、4月~6月分>

○健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]

○健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]

○外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]

○固定資産税・都市計画税の納付<第2期>[郵便局または銀行]

※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

8月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

13日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]

9月1日

○個人事業税の納付<第1期分>[郵便局または銀行]

○個人の道府県民税・市町村民税の納付<第2期分>[郵便局または銀行]

○健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]

○健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]

○外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]